

ソ連における社会学の発達と社会保障の展望

安 積 鋭 二

I は し が き

ソ連の社会保障の現状ないし将来を展望するに当って、差し当り一番困る問題は、具体的なデータがほとんど入手できないことである。このことは社会保障の面だけに限るわけではないが、生産等の経済部門に関するものはまだ研究も多いし、データも比較的発表されているのに対し、国民生活の具体的内容に関するものは著しく限定されている上に、研究も少く、とりわけ社会保障に関しては、あっても制度面の解説に止まるものが大部分である。したがって、例えばソ連で公的扶助制度がないのは、貧困階層がないからであり、貧困問題は既に解決されているといわれても、現実に生活水準にかなりの差があり、低位の水準の家計内容がどの程度で、年金がこのような家計にどのような影響を与えているのかというようなことは、今のところ知りようがないのである。だからソ連の社会保障は非常に進んでいるという議論があっても、それは社会主義の制度の下だから進んでいるのだ、ないしそれは当然すぐれているはずだ、という程度のことであって、これを実証的に説明できる方法は、現在のところではないのではないかと考えざるを得ないのである。

ところで最近ソ連の社会科学の分野で、目覚ましいともいえる一つの動きがある。それは社会学の研究が急速に進んできたことであり、とりわけその成果の一部は『ソ連の社会学』2巻にまとめられている¹⁾。もちろんこれは全く社会学プロパーの領域のもので、社会保障をとり扱ったものはここにはない。しかしこの中には、例えば労働者家族の生活水準の変化とか（そこに占める年金の比

重）、労働者の労働経歴（これは年金算定に当って重要な要素となる）その他について、いくつかの（まだ不十分ではあるが）非常に興味深いデータに基づく研究が行われているし、あるいはモルダヴィア共和国の一村コパンカについて、そのソ連併合前後および集団農場化による住民の変化について、1937年と1960年の比較研究を詳しく行っており、これなどそれ自体としては特に資料的価値を論ずるほどのものでないかもしれないが、ある一つの明るい傾向が萌芽として認められるように思われるのである。

このように社会学の発達は単に社会学プロパーの領域の問題だけでなく、研究および政策の各方面にわたって今後大きな影響を示すものと思われる。データの不足は外国の研究者だけの問題ではないはずだからであるし、また社会科学におけるこのような変化は、イデオロギーや政治の面に何らかの影響が考えられるからである。社会保障の領域についてもこのことは当然考えられる。

そこで本稿では、社会保障とは直接関係はないが、まずこのような新しいソ連の社会学の傾向を解説し、次にその中でわれわれの関心のある面の問題のいくつかを概略紹介し、最後に社会保障の制度面について当面問題とされている点を記すこととする。

II 社会学の新しい方向

Alex Simirenko は帝制時代およびソ連の社会学の発展を次の5段階に分け、スターリン死後の復興期について次のように述べている²⁾。

1. プロト社会学期 1782—1870
2. 先駆期 1870—1885

〔ダニレフスキー (1822—85)、ミハイロフスキー (1842—1904)、ラヴロフ (1823—1900)、プ

1) Социология в СССР, 2 т. Москва, 1966,

2) Soviet Sociology, ed. A. Simirenko, Chicago, 1966, pp. 13 ff.

レハーノフ (1856—1918), クロボトキン (1842—1921) がこれに属する]

3. 古典期 1885—1924

[コヴァレフスキー (1854—1916), カレイェフ (1850—1931), デロベルティ (1843—1915), トッガン=バラノフスキ (1865—1919), レーニン (1870—1924), ペトラズィツキー (1867—1931) がこれに属する]

4. 衰退期 1924—56

[スターリン (1879—1953), トロツキー (1879—1940), ブハーリン (1888—1938) の時期である]

5. 復興期 1956—

さてシミレンコはこの復興期は二つの面を経由して進んでいると見る。第1期 (1956年2月—1963年10月) は社会学が政治的、社会的に信頼性を確立した時期であり、学問的には「創造的な真相曝露」(creative debunking) が行われた時期であり、第2期 (1963年10月以降) は方法論的な自覚の高まった時期であって、その学問的特徴は慎重な経験主義 (cautious empiricism) である。

第1期の信頼性の確立とは、社会学が一つの学問として確立されることで、それは、(1)政治的信頼性の確立、(2)社会的有用性の確立、(3)他の社会科学に対して独立した一つの学問であることの確認、ということの内容とする。

政治的信頼性とは、この中で最も大切な仕事であって、それは社会学をソ連共産党のプログラムおよび指示に連結することによって達成される。この点が、外部からみて、ソ連の社会学が政治と混合するとして最も非難される点である。

事実この期間の前半の社会学者の書いたものはすべてマルクシズムの原則と第20、21回党大会

の決定を支持することをうたっており、一方それと共に国際会議などでブルジョア社会学を批判し、人文諸科学を含めてソ連のあらゆる面での成果を誇示することであった。

次に社会学の社会的有用性の確立とは、マルクシズムの原則に基いて、社会問題の研究とその解決のための科学であることを示すことである。それはこの学問が、社会の法則性の発見を目標とすると共に、それ以上に「社会生活の機構、社会発展の実現のメカニズム、を発展させ、完成させる」ためのものである³⁾。このような経験的社会調査の態度を Merton と Riecken は「実践的经验主義」(practical empiricism) と名付け、政策と行動のための勧告を基礎づけるに足る組織的情報獲得の努力であり、経験的調査を通して、観察されるもののいっそう理論的な内容を追及する関心は余りなく、それは、その精神と結果において、抽象化の水準の低い点と、実際の決定をなすに当って考慮にいれ得る事実を探究することに主として限定されている点、アメリカの市場調査に非常によく似ている点、と述べている⁴⁾。ソ連の党の指導部は技術者が主であり、これの納得を受けるにはこのような実践的经验主義を強調するしかないのである。

最後に社会学の学としての独立性であるが、ソ連科学アカデミー哲学研究所長で党中央委員会のメンバーであるフェドセーエフはミランの世界社会学会でこうのべている。「社会学が他の諸学と異なる主たる特徴は、それが社会の発展過程の総合的理論を提供するところにある。社会学は社会生活の個々の領域を扱うものでなく、すべての社会生活を、物質的、精神的生活のあらゆる面にわたって、扱う。さらに、社会発展の原則を明らかにすることによって、マルクシスト社会学は、経済、法律、歴史、その他の社会科学より優位を占めようとするものではなく、それは知識を獲得する方法であり、その結果そこから一般的結論を引き出すのである⁵⁾。」

1958年夏ソ連社会学会の設立と共に、その任務は次の仕事であるとされた。国際社会学会その他の社会学者の機関への加入、ソ連の社会学の分野で活動する学者の連絡と諸外国の社会学者との

3) В. С. Немцинов, "Социологический аспект планирования," Вопросы Философии, XIII, No. 10 (Окт. 1959), 19.

4) Robert K. Merton and Henry W. Riecken, "Notes on Sociology in the USSR, in Current Problems in Social Behavioral Research, Symposia Studies, No. 10, 1962, pp. 7-14.

5) P. N. Fedoseev, "Sociology in the USSR," Transactions of the Fourth World Congress of Sociology (London International Sociological Association, 1959), p. 179.

協力、ソ連の社会学の発展について外国への情報の提供、ソ連における社会学の分野での研究の促進、研究発表の援助、外国の学者との文献交換⁶⁾。

第1期のこのような社会学の進展に応じて、学問的には「創造的真相曝露」(creative debunking)がみられる。スターリン時代は学問的にも、他の世界から、および自分たちの過去から、孤立化の時代であった。これは特に社会科学をはじめ人文諸科学の面で著しい。しかしスターリンの死、特にその批判以後、学者たちは自由にその過去の、また外国の文献による他の世界の、事情を知ることができるようになった。帝制時代の客観的社会科学の最も重要なパイオニアであるコヴァレフスキーの研究を始め、西欧の機能主義、現象学、実存主義、精神分析学なども紹介された。こうして最近までほとんど知られることのなかった西欧の学界の事情が、今や驚くほど広範に拡がっていったのである。それにしてもまだ多くの面で政治的タブーがあり、この欠陥を除くためにも創造的真相曝露が進められなければならない。

第2期の「方法論的自覚」は、1963年10月ソ連科学アカデミー総会で自然科学と社会科学の方法論上の問題を検討することを決定した時に始まる。この社会科学部門はこの決定に応じ、1964年1月3日と6日会合し、歴史学、哲学、経済学、考古学、民族学、社会学の36人の指導的学者が集まって、その結果は「歴史と社会学」として公開された⁷⁾。

この会議を指導したフェドセーイエフとフランツェフは会議の目的を次のように明確に述べている。「今やわれわれの仕事はマルクス、エンゲルス、レーニンが歴史学のために設けた道をさらに勇敢に進むことである。このためには、歴史学を含めて社会科学の分野で、個人崇拜の影響を徹底的に根絶することが必要である。個人崇拜の最も悪い影響の一つは社会科学の威信を低下させたこ

とである。社会科学の分野で働く学者は、このため極端なまでその創造的活動を抑えられたのであった。その結果、ソ連の社会学者はある1人の人間の言ったことをくり返すだけ、そこに述べられた内容をいつまでも注解するだけしか能のないものだ、と広く考えられるに至ったのである。社会科学の著述はマルクシスト・レーニニズムとは無縁のドグマで充ちていたのである⁸⁾。」

会議の中心はドグマティズムに対して新たな客観性を樹立することであった。社会学者は既知の法則を説明するために事実を用いてはならない。その仕事はさまざまな具体的条件の下で、すなわち特定の国の、特定の歴史的時点の下で、これらの法則の活動を説明することである。社会学者は社会の経済的基盤のみならず、その上部構造をあらゆる面にわたって研究しなければならない。社会研究は、表面に現れた歴史的要因だけでなく、抑圧されて発展の機会を得なかったような要因にまで拡大して行うべきである。ところでこのような態度の中で最も重大な影響をもつものは、フェドセーイエフとフランツェフの述べているように、社会学者は歴史的発展に関する理論的問題に関心をもっており、社会の発展過程を明らかにすることこそ党の目標を達成するために真に実践的な助けとなるものだ、という言葉である。

このような言葉は、ソ連の社会学者の活動に新生面を開いたことは明らかである。それは「実践的経験主義」の必要を喚起し、理論的研究の道を拡大したのであった。

こうして科学アカデミー社会科学部門では、歴史の方法論的研究について、次の七つの研究を進めることを、この会議の結論とした。

(1)方法論的問題について完全な研究を進めること。これには、歴史と社会学の関係、世界的な規模における歴史的過程の一般法則と特定の国と独自の国のそれとの関係、歴史過程の科学的時代区分、人類の発展における階級および階級闘争の役割、歴史過程における合理的なものと非合理的なものとの関係、社会思想の発展の規則性、歴史学方法論の分野における観念的主観的概念の批判、などを含む。(2)科学的共産主義の歴史およびマル

6) “О создании Советской Социологической Ассоциации,” Вопросы Философии, XII, No. 8 (Авг. 1958), 185-186.

7) “История и Социология”, Акад. Наук СССР, Москва, 1964, pp. 342.

8) “История и Социология”, *op. cit.*, pp. 6-7.

クシスト理論のレーニン期の歴史を研究すること。特に共産主義に向う人間の動きの研究に留意する。(3)近代史に関連する歴史過程を研究すること。これには都市と農村、精神労働と肉体労働、の間の対立克服や、さらに民族国家間の対立とその矛盾の克服、家族および文化一般の発展、等に関する諸問題を含む。(4)歴史の方法論的問題を研究するすべての社会学者を協力せしめ、「社会科学の方法論的問題」についてアカデミーに報告させること。(5)方法論的問題に関し科学アカデミーの歴史セミナーの改善を勧め、歴史についての主要な方法論的問題に関する一連の会議を行うこと。(6)方法論的問題を論じた資料の発表をソ連の各種印刷物に紹介すること。(7)方法論的問題について中、高等教育その他特別セミナー等に改善を勧告すること。

第2期 以上に記した第1期の方法論的自覚の成果はまだ十分に現れているとはいえない。今なお模索の時期であるといえよう。しかしこの間に現れた注目すべき成果の一つは、初めに述べた『ソ連の社会学』2巻である。これに匹敵できる業績は1920年代以後見られない。

本書の巻頭の論文はアカデミー会員フェドセーイエフとフランツェフの『社会学と歴史』で⁹⁾、これは上記の会議報告をまとめたもので、これに続いて28の論文がソ連の社会のさまざまな面を研究している。内容はかなり不揃いではあるが、最近に集められたデータに基いており、第1部 社会学の一般問題（「社会学と歴史」、「マルクシスト社会学の基本的特徴」、「具体的社会調査の基本的方向と問題」その他）、第2部 社会調査の方法論と方法（「労働の社会問題研究の方法論的諸面」、「人口増大要素の研究法」、「勤労者の生活水準の研究法」、「国民の健康の決定の方法について」、「社会学と統計学」その他）、第3部 ソ連社会の階級構造（「社会構造の変化とインテリゲンツィヤ」、「農民の社会的性格および階級的特徴の変化」その他）、第4部 社会集団と個人（「労働意欲向上に及ぼす生産集団の相互関係の影響」、「個人

と社会的価値」その他）——以上第1巻、第5部 労働と余暇の社会問題（「技術の進歩と労働階級の職業構造の変化」その他労働および余暇の問題について）、第6部 都市と農村の社会問題（「大都市発達の諸問題」、「都市の人口移動と発達の原則」、「農村地区の社会的変動の研究」、「モルダヴィア村落の比較社会学的調査の一つの試み〔コパンカ村の資料により〕」）、第7部 社会学と隣接諸学の接合点について（「労働者家族の生活水準の変化」、「社会的人口の関連の分析と人口増大の基本的傾向の決定におけるその役割」、「男女の平均余命」その他）から成る。

これらの論文に見られる傾向は、従来の「直ぐ役に立つ」という性格から離脱して、社会学がドグマから離れ著しく広くなり、他国の学者との交流が可能になる程度にまで、学として独立していることである。

この点特に外部から見て重要なことは、多量の具体的なデータが提供されていることであって、その解釈にはもちろん全面的に同意し難いものがあるにしても、社会主義社会の内容についてこのように重要なデータがみられるのは初めてであるといえる。今のところこれらはまだごく部分的で不完全であるが、このような傾向は今後さらに具体的に重要なデータの出現を期待させるものである。

最後に Simirenko によって、このような社会学の将来の見通しを記しておこう。彼は今後10ないし20年の間を第3期とし、これを「イデオロギー的寛容」の時期とすると共に、学問的には国際的な規模における経験的比較研究がみられるであろうとする。

イデオロギー的寛容とは、この場合教条主義、オーソドキシ、ファナティズムの反対と考えれば最も適当であろう。それは個人の行為の面での、とりわけ信念ないし意見の面での狭隘な制限からの何らかの自由をいう。それは自由主義 latitudinarianism と同義であり、Jan Hajda はそれをこういっている。「それは懐疑的態度とかあいまいさ、ないしは無関心をいうのでなく、信念や趣味、行動について理性的態度と寛容とに密着することで

9) “Социология и история”, Л. Н. Федосеев, Г. П. Францев, Социология в СССР, стр. 19-40.

ある。それは便宜主義よりはむしろ、人間の高貴さへの信念に基いた多様性に関する、洗練された態度である。それは極端さと対照的な、慎重さと謙虚さであり、他の者を理解し、そしてさらに恐らくはそれから学ぼうとする努力である¹⁰⁾。」

Simirenko はさらにこのイデオロギー的寛容の例を生物学を始め、他の分野についてもあげ、それがさらに広くソ連の学問を深めるという予想と期待をのべているが、それは単に学問の領域だけでなく、これを契機として国民生活の全体にわたってある変化が訪れることをわれわれに期待させる。それは社会主義国家の変質ということではなく、前進ないし深化といえるであろう。われわれが当面問題とする社会保障の研究にとっても、単にデータが今後数多く提供されて、研究が進められることを期待するだけでなく、国内的にも深い国民生活の分析が社会保障の発達にとって、したがって国民生活を真に豊かなものにするために、具体的な政策に反映することを期待することができる。

III 家計調査の一例

次に上記『ソ連の社会学』の中から、調査研究の例として一つを紹介してみよう。

これはアレシナ「労働者家族の生活水準の変化¹¹⁾」として、労働者の家計調査を行ったもので、労働組合中央会議がモスクワ、ゴーリキー、イワノフの3市の労働者世帯について1951年に調べたものを、1959年3月連邦閣僚会議労働および賃金問題国家委員会労働研究所で継続調査し、1961年にも同じく3月に調べ、したがって11年間にわたって追跡したものである。対象労働者の就業部門は機械製造、金属、繊維、化学の4工業であるが、ただ抽出家族数は103と少く、しかも比較的長期にわたっているので、途中で家族構成が当然変化している。

家族数は、表1の通りで、2人家族の増加が顕

著なのは、成年に達した子供が軍隊に入ったとか遠隔の作業地に出ていったことと、新家庭の建設のためであり、一方3人家族の数はほとんど変化していないに対し、他の家族数の変化はかなり目立つ。平均の家族数は、1951年が4.30であるに対し、1959年は3.86と10.2%減少しているのは、成年の子が出ていったためである。

家族内の労働している者と扶養をうけている者

表 1

	1951 年		1959 年	
	絶対数	%	絶対数	%
単 身 者	9	8.7	5	4.8
2 人 家 族	9	8.7	21	20.4
3 "	22	21.4	21	20.4
4 "	24	23.3	30	29.1
5 "	15	14.6	15	14.6
6 "	14	13.6	4	3.9
7 "	10	9.7	7	6.8
計	103		103	

表 2

	1951		1956		1959	
	家族内労働者の労働者数	労働者1人当り扶養者数	家族内労働者の労働者数	労働者1人当り扶養者数	家族内労働者の労働者数	労働者1人当り扶養者数
機 械 建 設	1.51	1.96	1.91	1.26	2.05	0.91
金 属	1.56	2.08	1.68	1.66	1.31	1.95
繊 維	1.72	1.29	2.05	0.70	2.08	0.58
化 学	1.50	1.53	1.55	1.50	1.70	0.88

の数については、繊維工業に従事する家族では家族内労働者数が増加しているに対し、扶養者数が減少しているが、これは他の工業部門に比して繊維関係の労賃が低いことを物語る(表2)。

このように家族中の雇用者数の増加と共に、婦人の就業者の増加、家事従事の婦人数の減少も調査の結果明らかになった。すなわち、1951年103家族中30%に当る31家族では、18—64歳の婦人は就業していなかったに対し、1959年には18家族(17.4%)だけが家事従事の婦人をもっており、しかもこのうち17家族は金属および機械製造関係で、繊維工業部門の家族は1家族にすぎなかったのである。

次に上記の平均家族数の内訳についてみると、1951年は4.30人であったが、このうち就労者

10) Jan Hajda, "Latitudinarianism in Religious Organizations" paper read at the Pacific Sociological Associations Annual Meeting in Salt Lake City, April 1965.

11) Ф. Ю. Алешина, Изменение уровня жизни рабочих семей, в "Социологии в СССР," стр. 349-358.

1.56 人、被扶養者 2.63 人、年金受給者 0.06 人、奨学金受給者 0.05 人であったに対し、1959 年の平均家族数は 3.86 人に減少、うち就労者 1.91 人、被扶養者 1.72 人、年金受給者 0.16 人、奨学生 0.07 人となっている。年金受給者数が顕著に増大しているのは 1956 年の国家年金法施行のためである。

家計の収入についてみると、毎月 1 人当り平均収入は、1959 年には次の通りである。

40 ルーブル以下	16.5 % 家族
41—70 ルーブル	60.2 "
70 ルーブル以上	23.3 "

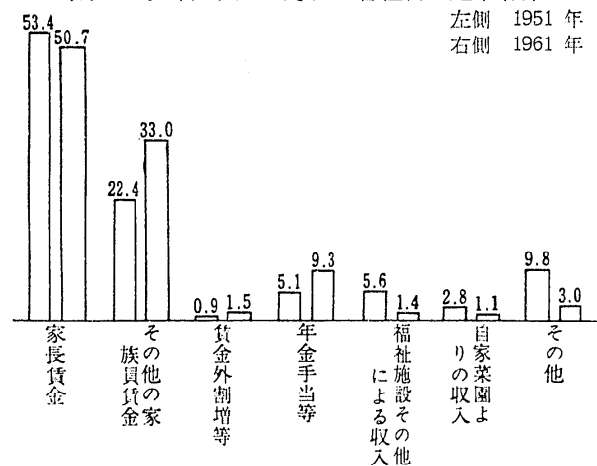
1961 年は調査対象家族数は 100 で、このうち 1959 年調査家族は 92 である。

40 ルーブル以下	8 % 家族
41—70 ルーブル	62 "
70 ルーブル以上	30 "

以上の点からみて、一般に家族の所得状態はこの期間中にかなり上昇していると結論することができる。この内容は、第 1 には言うまでもなく賃金であるが、この他奨学金、各種の年金および手当その他の有形無形のサービス等がある。もっともこれらは、特にサービスははっきり数字で出てこない場合が多いので実質的にはこれ以上の上昇を見ているものと推定できる。

収入のうち 1 家族当りの金銭収入についてみると、1951 年 3 月の平均は 158.5 ルーブルであったに対し、1956 年 3 月は 177.2 ルーブルと、5 年間に 11.8% 増加し、さらに 1959 年 3 月は 206.3 ルーブルと 30.2% (3 年間では 16.5%)、1961 年には 211 ルーブル、33.75% の増加となり、1956 年からの 5 年間では 19% 増加している。物価は比較的安定しており、また公定価格は低下しているので、生活はこれで見るとたしかに相当らくになっているはずである。これにさらに家族員の平均数が 1951 年の 4.14 人から 1956 年の 4.09 人、1959 年の 3.87 人と減少している点も考慮すると、家族員 1 人当りの収入は著しく増加し、1951 年の 38.3 ルーブル、1956 年の 43.3 ルーブルが、1959 年には 53.3 ルーブルとなっている。これは 1951—56 年に 13.1%、年平均 3.3

図 1 家計総収入に対する各種目の比率(%)



%, 1956—61 年に 36.5%, 年平均 7.3% の増加となる。

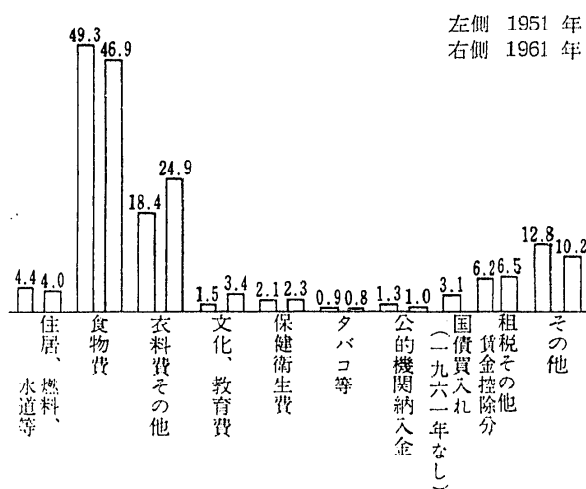
次に収入源についてみると、賃金が最大のものであることは言うまでもないが、調査には絶対額は現れておらず、前年との比および家計全体の構成比しかない。家計収入の全体に対する賃金その他の各費目の構成比は次の図 1 に示す通りである。このうち家長の賃金は 1951—59 年の間に 22.4% と著しく増加しているが、その他の家族員の賃金収入の増加が著しいので、全体に対する比率では、図にみる通り、減少している。これは主として家族の老化によるものであろう。すなわち被調査家族が 11 年間に若い家族員を結婚その他で別世帯にすると共に、残った家族員も年がいき、収入も増加したためと思われる。

賃金以外の収入で特に目立つのは手当、年金による収入が増えている点である。これは前にのべたように、1956 年の年金法改正のためで、これが国民生活を非常に豊かにしたことは、この調査にもはっきり出ている。

自家菜園というのはコルホズ農家等における自家用あるいは市場で販売して自分の収入となるもので、この比率が減少しているのは、国家機関その他への雇用が多くなって家族でこれに従事するものが少なくなったためと調査ではいっている。

この他収入内容についてかなり分析が行われているが、全体として生活が豊かになった点を強調しているのは、対象が大都市の工場労働者であるためであらう。

図2 家計総支出に対する各費目の比率(%)



支出についてはさらに詳細な調査と分析が行われているが、その構成と支出全体に対する各費目の割合だけを以下に紹介する。

家計支出の構成は図2の通りである。このうち大きな問題は住宅であって、都市ごとかなり住宅事情に差があること、自分の家と公営住宅とで条件が相当異なること等興味深い事実を調査ではのべている。また食品の内容について非常に詳しい調査を行っている点も注目される。

この他調査は、特に支出面について相当詳しく分析を進めている。しかし調査対象がきわめて限られた数の、しかも特定の工場労働者の家計である点、ソ連の家計の実際をどの程度反映しているかがはっきりしないこと、および生活水準の上昇を解明することだけがとりあげられていて、そのため分析がごく表面的なものに止まっている感じがすること等が問題である。

それにしてもこのような比較的客観的な調査資料が研究成果として公にされるようになったことは、ソ連の社会の内部に大きな変化が生じつつあることを推測させる。

この他労働生活に関する調査、平均余命に関する研究等、われわれの関心ある分野について紹介すべきものもあるが、別の機会にゆずり、次に以上紹介したような社会的分野の面を離れ、社会保障の面で問題とされている点を紹介することにしよう。

IV 社会保障の内容の統一化

社会保障(ソツィアーリノエ・オベスペチェニエ)という言葉は、現在ソ連ではかなり曖昧な意味に用いられている。その内容は、憲法第120条に「ソ連の市民は老齢、疾病および労働能力喪失の場合に、物質的保障を受ける権利を有する」とし、さらに「この権利は、国家の負担による労働者および職員の社会保険の広範な発展、勤労者に対する無料医療の提供、ならびに勤労者の利用に供される広く行きわたった保養地の供与によって保障される」と記しているものであるが、一般に社会保障という場合、社会保険に対する別の独立した内容のものをいう。つまり老齢、廃疾の場合の物的保障の制度として、(1)社会保険、(2)社会保障、(3)コルホズ員社会保障の三つの制度があって、この場合の社会保障は直接国庫の負担によるものを指しているのである。

しかし一方このような狭義の意味に対して、これらの制度の全体を含めていう場合もあるし、さらにこの他に広く公共による医療と育児を含めていう場合もある。

このことは単に用語の問題だけでなく、社会保障の内容が制度としてもかなり混乱していることを示している。法的にも上の(1)の社会保険の対象は労働者、職員であって、これは従来労働関係法規によって規制されているものであり、(3)はコルホズ法の対象となるものであるし、(2)は上記以外の特定の市民(軍人その他)とその家族に関するものである。これは主として行政関係法規に関するものである。さらに医療関係、児童関係は別に家族法その他の法律の対象となっており、統一したものはないのである¹²⁾。

そこで当面の最大の問題はこのようにばらばらな部門に分れている社会保障関係の諸法規を、独立した統一した体系として整備することである。このことは既に年金関係については進行しており、現在かなりこの部門は統一されてきている。しか

12) Б. С. Андреев, "Правовое проблемы социального обеспечения в СССР," в "Советское Государство и Право," No. 2, 1967, стр. 31-38.

しそれにしてもまだ、特にコルホズ員関係について遅れているといえる。しかしそれについて解説する前に一応上記3部門の内容について簡単に説明しておこう¹³⁾。

(1)社会保険は労働者と職員およびその他の特定の市民を対象とする。労働者・職員とは労働契約(трудовой договор)によって雇用された者である。保険は労働者・職員の納付は一切なく、企業、機関の納付および国の補助金による。

社会保険の目的は、物質的保障だけでなく、医療および疾病予防のためのさまざまな処置を含み、この内容には、(1)手当、(2)年金、(3)医療および予防処置、(4)児童福祉、がある。

手当のうちおもなものは疾病証(больничный листок)によるもので、一時的労働不能および妊娠と出産の場合のものであり、また出産と埋葬には一時手当がある。この他技能再教育の場合の手当もある。

年金は、老齢、廃疾の場合と、ある種の専門家(教育者と保健関係勤務員など)に対する年功に対し、および扶養者を失った労働者・職員の家族に対して支払われる。

医療・予防処置には保養所、療養所における治療その他予防的処置、休息の家、旅行、登山、療養食の給付等がある。

この他ピオネール・キャンプ、児童サナトリウムや各種の校外児童活動について社会保険から支出している。

社会保険における一つの問題はその対象が上記のように労働者、職員に限られていることで、雇用関係にあっても請負、委任等民法上の契約によっており、労働契約によらない者は保険の対象にならない¹⁴⁾。

労働者・職員以外で保険の対象となるのは、弁

護士協会所属弁護士、契約とか許可証あるいは国営企業で発行する命令により、自己の負担とリスクで貴金属、宝石を採掘する鉱夫、その他保安防衛要員等であるが、この他1964年以後コルホズ議長および技師等もこれに含まれることになった。このように保険の対象が限定されていることは、統一的年金制度としてはやはり過渡的な性格のものであることを示していると思われる。

(2)社会保障(狭義のもの)は、社会保険と同じく老齢、廃疾者の物的保障を目的とするが、その対象、保障の種類、財源、運営機関が異なる。

まずその対象は、社会保険の対象から洩れている国民であって、これに属するおもなものは、軍人およびこれに準ずる者、学生、芸術家(作家、作曲家、造型芸術家その他)、その他上記以外の者でも、人命救助とか国の財産の防衛、秩序の維持等について功績のあった者で廃疾となった者などである。

この他特別規定によりいくつかのカテゴリーが社会保障の対象として定められており、社会保険の対象と交錯して、場合によってはそのいずれかの受給を本人が決定しなければならないこともある。

財源上の差は結局会計上の問題であるが、これに受給経歴の問題がからんで、かなり複雑である。

(3)コルホズ員社会保障 コルホズ員に対する年金ないし社会保障は現在の制度の中で最も問題の多いものである。コルホズ員の年金保障の一般規定は、1964年7月15日の法令で定められた¹⁵⁾。これによりコルホズ員はコルホズ員社会保障基金により、老齢、廃疾および扶養者喪失の場合の遺族につき、年金保障を受ける。

この中央基金の財源は、コルホズの総収入の中から一定額を控除したものと、国家予算の中から補助を与えられたものとから成る。

コルホズ議長その他特定の者は、社会保険の対象となっている他、軍務その他労働経歴の関係で他の年金の受給資格をもつ者は、いずれかを選択する。

V 将来の問題点

年金制を中心とした社会保障制度の内容は概略

13) Ф. Ахроменко, П. Данилов, И. Трефилов, "Справочник по Государственному Социальному Страхованию в помощь профактиву профиздат, 1967, стр. 5-8.

14) Министерство социального обеспечения РСФСР, "Советское Пенсионное Обеспечение" Изд. «Юрид. Лит.» 1966, стр. 32.

15) この内容は、国立国会図書館調査局発行『外国の立法』第17号、「コルホズ員の年金手当に関する法律」に紹介した。

上記のようであり、そこで指摘した問題点の第1は、法制上の統一をさらに進めるということであった。次にさらに細かな点で問題とされている点を概観してみよう。

1966年4月に採択された1966—70年の国民経済発展5ヵ年計画に関する共産党第23回党大会では、年金制度について、「労働者、職員、コルホズ員の年金保障の改善」を問題とし、老齢年金の引上げ、女子労働者のうち特定の企業部門の者に50歳から老齢年金を支給することとすると共に、コルホズ員の年齢年金額を上げること、年金受給年齢および年金算定法についてコルホズ員と労働者との平等化をはかること、およびコルホズ員の廃疾年金の改善が提議されている。

ここにみられるように、今後の問題として一番大きくとりあげられているのは、年金保障の対象となる人口の範囲を拡大すること、とりわけ一般コルホズ員の保障水準を労働者、職員のそれに近づけることである。

例えば老齢年金受給権は、労働者、職員にあっては男子60歳で労働経歴25年、女子55歳で20年であるに対し、コルホズ員は男子65歳で25年、女子60歳で20年であり、支給額もコルホズ員はずっと低い。それに加えて収入もさらに下廻ることは、新5ヵ年計画で、労働者、職員の賃金はすくなくとも平均20%、コルホズ員の現金と現物による所得は平均35—40%ふやすこととしている点からもうかがわれる。

以上は年金に関する比較的基本的な問題点であるが、次に幾分技術的な問題として、労働組合運動大学助教授カラヴァエフが昨年7月の『ソヴィエトの国家と法』誌に国民年金法制定後10年の回顧と展望を記している中から現行制度の問題点としてあげている点のいくつかを紹介しよう。

労働経歴不足の場合の年金計算法 年金受給資格に一定の経歴を必要とすることはいうまでも

ないが、ソ連の年金法ではこの経歴計算は非常に嚴重でまた複雑であり、現行法中にも方々にこの方法について細かな規定をしている。このうち経歴不足の老齢年金の受給条件は、就業中に規定の年齢に達したこと（男子60歳、女子55歳）、年金申請直前の3年間を含めて5年以上の経歴があること（この3年間のうち6ヵ月以内の就業中断は認められる）、就業中または退職後1ヵ月以内に申請すること、を条件とする。

ところでこの条件のうち、就業中に規定年齢に達することというのは苛酷であって、例えばある女子が、18、9年の労働経歴をもちかつその他の条件はすべて備えているのに、55歳に達する1週間前に仕事をやめ、55歳になった翌日仕事に復帰した場合年金は支給されないことになっているが、これは廃止すべきである、とカラヴァエフは主張している。

次に遺族年金の場合、死亡した者と正規の婚姻関係になかったが実質上夫婦であった者およびその婚姻による子は、現行年金法では遺族と見なされないが、労災その他の損害補償では遺族として扱われることになっているので、年金の場合も同様に扱うべきである、と主張している。これも前の点と同様さほど問題なく解決されるものであろうが、年金制度の問題点を理解するための一つの視点を与えるものである。

次に現行年金法では、コルホズ員でなく、農村に常住し、農業に関係ある者についての年金支給を規定しており、これに対しては年金は基準額の85%で支給されることになっている。これは農村の生活が都市よりらくな面もあるためであろうが、1964年10月17日付閣僚会議命令では、年金受給者で都市より農村に移住した者、および農村に住んでいる年金受給者で、その後農業に関係をもつようになった場合は、この15%の減額を行わないことにしていることと比較して問題である点を指摘している。

さらにまた1964年閣僚会議命令（175号）により、老齢年金受給者の大部分の者について新たに特典的な賃金計算法が行われることになった。つまり老齢年金を受けている者で特定の労働部門

16) 国立国会図書館調査局発行『レファレンス』第189号、「ソ連国家年金法制定後十年の歩み」、
В. В. Караваев, "Развитие пенсионного законодательства в СССР," Советское Государство и Право, No. 7, 1966.

に就くものには、年金の 50% を保障すること、さらにウラル、シベリア、極東地域で働く場合は指定された年金の 75% を支払うというもので、これは高齢者の労働力の開発をねらったものであろうが、管理者の方では若い労働力の雇用を願っているに拘わらず、このため結局年金を受けながらそのまま就業を続け、独自の形で高い収入を得る者が多数生れることになっている。これについてもカラヴァエフは、低賃金労働者への特典は保存しつつ、年金と賃金を合せて年金移行前の賃金を越えない限度の額に止めておくよう勧告している。

この他また、現在 1927 年の命令で労働英雄の称号が残っているが、これは古い制度で実質的な意味はなくなっているので、長年勤続した労働者にはなんらかの適当な称号と増加年金を与えることも提案している。

VI む す び

以上ソ連の社会保障の当面の問題点とみられているところを概略紹介したが、このような点からうかがわれる一つの感想は、年金保障を中心とする社会障についてみる限り、ソ連の社会保障は、生活の保障ということよりは、労働の生産性の向

上という点に重点が置かれているようであり、このことは大抵の解説書に、各人の労働に応じた処置とうたっている通り、ソ連でも承認していることであって、そのこと自体はある意味で当然ともいえるが、西欧的な意味で考えられている社会保障とは本質的に異なるものがあるように思われる。

それと共に、社会保障の制度が、ソ連においても必ずしも完全なものでないばかりか、現在ではまだかなり混乱しており、それが整備され統一されていく過程にあることも見た。ただ問題はそれがどのような方向に向って整備されていくかということである。

社会学の動向を記しながら、ソ連の社会が現在大きな変化を経験しつつあることをのべたが、このような変化の実態がまだ推測の範囲を出ない現在、社会保障についてもその動向を論ずることは困難である。しかし自由主義国との接触の深まり、それに伴う国民生活の変化は、社会保障の意味とかその内容にもある種の変化をもたらすものと予想されるし、少なくともその実態がいますこし外部からも適確に把握できるようになることを、われわれは期待したい。